

加高地第 2433 号

平成 30 年 9 月 12 日

市内地域密着型通所介護事業所 代表者 様

加古川市高齢者・地域福祉課長

### 平成30年度介護報酬改定における新設加算について

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

平成30年度介護報酬改定により、地域密着型通所介護において新設加算が創設されました。当該加算等におきましては、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組みとして、機能訓練・口腔機能向上・栄養改善の推進が目的となっています。

すでにご了知のこととは思いますが、より効果的な取組みを目指すため、今一度新設加算についてご確認いただきますよう、よろしく申し上げます。

#### ◆平成 30 年度介護報酬改定における新設加算について

- ・生活機能向上連携加算
- ・ADL維持等加算
- ・栄養スクリーニング加算

新設加算については、別添をご参照ください。

#### ◆届出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・加算に関する添付書類

#### 【ホームページ掲載場所】

ホーム>組織から探す>福祉部>高齢者・地域福祉課>事業所指定関係>  
地域密着型サービス事業者に係る申請・届出様式について

#### 【問い合わせ先】

高齢者・地域福祉課 法人指導係 稲村  
場 所：市役所本館 2 F 高齢者地域福祉課分室  
T E L：079-427-9391  
F A X：079-421-2063  
E - m a i l：fukushi@city.kakogawa.lg.jp